

中小企業等外国出願支援事業

平成29年度追加公募要項

目 次

中小企業等外国出願支援事業について

- 1. 事業の目的 1
- 2. 事業の概要 1
- 3. 追加公募内容 1
- 4. スケジュール 1
- 5. 応募資格 2
- 6. 補助対象者の義務 5
- 7. 手続きの流れ 5
- 8. 選考について 6
- 9. その他 6

別紙 「暴力団排除に関する制約事項」

様式 平成29年度知的財産活動支援事業費補助金
（中小企業等外国出願支援事業）に係る
間接補助金交付申請書、協力承諾書、証明書
（冒認対策商標以外又は冒認対策商標申請用）

平成29年8月

一般社団法人青森県発明協会

中小企業等外国出願支援事業について

1. 事業の目的

青森県内中小企業等の産業財産権の外国出願を支援することにより、戦略的な産業財産権の外国出願等を促進することを目的としています。

2. 事業の概要

青森県内の中小企業者等が、既に国内出願している産業財産権（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願）を基に行う外国出願に要する経費の一部を補助します。

3. 追加公募内容

(1) 追加公募期間

平成29年8月30日（水） ～ 平成29年9月29日（金） ※必着

(2) 提出先

一般社団法人青森県発明協会

〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル8階

TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352

(3) 提出方法

次の提出書類を作成のうえ、上記提出先へ郵送又は持参により提出してください。

(4) 提出書類

(ア) 平成29年度知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金
交付申請書（冒認対策商標以外申請用又は冒認対策商標申請用）

(イ) 別紙 協力承諾書（選任弁理士に依頼する場合）

(ウ) 別添 役員等名簿（個人事業者である場合は個人名を記載）

(エ) 登記簿謄本の写し（発行日から3ヵ月以内）（個人事業主の場合は住民票（マイナンバー
の記載がないもの）の写し（発行日から6ヵ月以内））

(オ) 会社・事業者の概要（パンフレットによる代用が可能）

(カ) 直近2期分の決算書等の写し（個人事業主は確定申告書の控え等）

（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

(キ) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類

(ク) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し

(ケ) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）

(コ) 先行・類似調査等の結果

(サ) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等
の写し

(シ) 事業展開計画、製品、技術等に関する参考書類

※受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って申請書
を提出してください。なお、提出いただいた書類は、お返しできませんので予めご了承ください。

4. スケジュール

平成29年 8月30日（水）～ 9月29日（金） 追加公募期間

平成29年10月中～下旬 審査委員会による審査、採択及び交付決定

平成30年 2月末 実績報告書提出期限 ※事業完了次第、実績報告書提出

平成30年 3月 補助金額の確定及び補助金支払い

5. 応募資格

(1) 対象者

次の(ア)～(オ)に該当する青森県内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）。

(ア) 次の(a)、(b)のいずれかに該当する中小企業者。

(a) 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者。

(b) 補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者。

(イ) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と外国特許庁への出願の出願人名義が同一である中小企業者。

(ウ) 「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書」による書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合において同等の書類を提出できる中小企業者。

(エ) 国及び一般社団法人青森県発明協会（以下、「協会」という。）等が行う補助事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者。

(オ) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有している中小企業者。

<留意事項>

- ・「構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者」であれば、農業協同組合、漁業協同組合も対象となります。
- ・次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業者に該当しません。
 - (ア) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者。
 - (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者。
 - (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者。
- ・事業を営まない個人は対象外です。
- ・別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当する者は対象外です。

※中小企業の定義（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。）を行っている出願（以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次の（ア）～（ウ）いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定であること。

- （ア）パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
- （イ）1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）
- （ウ）意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
- （エ）標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

<留意事項>

- ・申請時において、既に日本国特許庁に特許（PCT出願を含む。）、意匠、商標出願が行われている案件に限ります。また、マドリッドプロトコル国際出願に関しては、日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に交付申請することが必要です。
- ・外国出願の基になる国内出願の出願人名義は、交付申請者である中小企業者であることが必要です。
- ・特許法等に基づく出願制度が整備されている国への出願のみ対象となります。
- ・商標については、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳しており、基礎出願と同一内容とみなすことができる案件は対象となります。
- ・商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。

■対象となる出願の具体例■

（特許案件）

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願。
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。

（実用新案）

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件。

※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特

許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。

- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。

(意匠案件)

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、年度内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件。
- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件。

(商標案件)

- ・申請前に日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）。
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドリッドプロトコル国際出願を行う案件。
- ・マドリッドプロトコル国際出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件。

(3) 補助率

対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

(4) 補助上限額

1企業及び1出願に対する外国特許庁への出願に要する補助金の総額をそれぞれ次に掲げる金額とする。

(ア) 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円

(イ) 1出願に対する1会計年度内の補助金の総額

(a) 特許出願 150万円

(b) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）
60万円

(c) 冒認対策商標 30万円

<留意事項>

- ・共同出願の場合には、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。

(5) 対象経費

対象経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	その他特に必要と認められた経費

<留意事項>

- ・外国特許庁への出願時の費用が補助対象となります。
- ・交付決定日から原則として平成30年2月末日までに支出される経費を対象にします。
- ・翻訳費用は代理人等に委託しない場合も補助対象となります。
- ・出願国の制度に照らし必要性が認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）は補助対象となります。
- ・外国への直接出願であれば、複数国への外国出願に要する費用も補助対象となります。

<対象経費として認められない経費>

- ・交付決定日以前に発生・支払った経費及び平成30年3月以降に発生・支払われる経費は補助対象となりません。
- ・日本国内における消費税及び地方消費税、海外付加価値税(VAT)は補助対象となりません。
- ・外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用（出願に不備等があった場合の補正費用等）は、年度内に支払われた費用でも対象とはなりません。
- ・日本国特許庁に支払う費用（国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む）は補助対象となりません。また、受理官庁や日本国特許庁への必要な手数料（納付手数料等）、日本国特許庁が発行する書類（優先権証明請求書等）に係る費用についても補助対象となりません。
- ・外国出願と同時に行う審査請求料は補助対象となりますが、出願後に行った場合は、対象外となります。
- ・仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用等はその必要性が認められない限り補助対象となりません。

(6) 事業期間

交付決定の日から平成30年2月28日まで

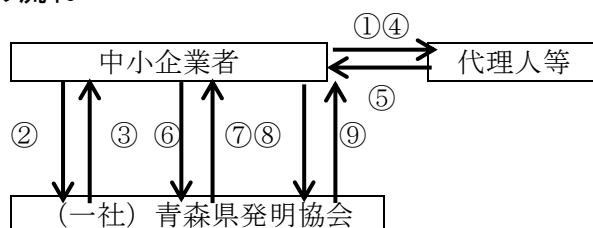
※補助対象経費に係る費用の支払いなど、全ての会計処理が平成30年2月28日までに完了することが条件となります。

6. 補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 事業途中での変更や中止、廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (2) 協会からの求めに応じて、事業遂行状況報告書を提出してください。
- (3) 事業完了後、中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書に定めた必要書類を添付し実績報告書を提出してください。
- (4) 査定結果報告書を提出してください。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください（国が実施する会計検査の対象となります）。
- (6) 事業終了後5年間、各年における補助事業成果の実用化状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

7. 手続きの流れ



①協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築する。

②中小企業者が協会へ交付申請書を提出する。

- ③協会は、審査委員会において審査を行い、採択企業に対し交付決定する。
- ④中小企業者が代理人等に外国出願を依頼する。
- ⑤代理人等は外国出願を実施し、出願完了後に必要書類を中小企業者に提出する。
- ⑥事業完了後中小企業者は協会に添付書類とともに実績報告書を提出する。
- ⑦協会は、補助金の額を確定し、中小企業者に通知する。
- ⑧中小企業者は、協会に補助金の請求書を提出する。
- ⑨協会が中小企業者に補助金を支払う。

8. 選考について

(1) 審査方法

協会が設置する審査委員会において採否を決定します。書類の選考を通った案件について申請者によるプレゼンテーション（非公開）により実施します。

(2) 審査基準

- (ア) 補助を希望する外国出願に関し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断されること。
- (イ) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - (a) 補助を希望する外国出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者。
 - (b) 補助を希望する外国への商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者。
- (ウ) 補助を希望する外国出願に関し、出願に必要な資金調達能力及び資金計画を有していること。

<留意事項>

- ・審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、予めご了承ください。

9. その他

- (1) 申請書などに含まれる個人情報、当該事業の選考、選考結果の通知および連絡などに使用します。また、交付決定後は申請者名、所在地、権利種別を公表させていただきます。

本事業による支援を得て海外へ出願を行った事例については、補助対象事業者の了解を得たうえで、中小企業者に情報提供させていただき中小企業者における外国出願支援策定等に役立てるものとします。

- (2) 外国出願の手続き、制度説明等に関するご相談は、以下の相談窓口をご活用ください。

機関名称：一般社団法人青森県発明協会（青森県知的財産支援センター）
 所在地：〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル8階
 担当：知財総合支援窓口 今野、田中、三津谷
 連絡先：TEL 017-762-7351

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人 青森県発明協会 （担当：山口）
 〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル8階
 TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352
 URL: <http://www.aomori-ipc.jp/hakkyou/aiii-aomori.html>

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき